

56.

市
街
化

開発許可を受けた 者の住所及び氏名		米子市中町20		地 位 の 承 認	承継人の住所及び 氏 名			
		米子市長 河合 弘道						
開 発 許 可 番 号		昭和三十八年 平成 48 年 3 月 9 日 第106号			承認(受理)年月日		平成 年 月 日	承継の 原 因
許 可 内 容	開発区域に含まれる地域の 名 称	米子市皆生字砂ヶ池西1661 同所、字沖大境276-5、同所、字東高住池314-12 〃 字北高住池283-9					備 考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等 2 許可条件 (1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による許可を受けた後でなければ着手してはならない。 (2) 開発行為に関する工事が完了したときは、早急に、工事完了届を提出して、検査を受けること。 (3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、早急に県に届け出なければならない。	
	開 発 区 域 の 面 積	m ²	工区別 面 積					
	予 定 建 築 物	(自己用)・(自己用以外)						
	法第41条第1 項の規定による制限の内容							
変 更 許 可	年 月 日	変 更 の 内 容						
	48.12.24	開発行為の変更申請						
完了 検査	工 区 名	検 査 年 月 日		完了公告年月日・番号				
		49.1.26		49.2.8・106				